

より便利に、安全に、使いやすく

スポーツ施設管理運営事業

補正額 4億7824万3千円

学校施設環境改善交付金を活用して大井総合体育館と武道館が改修されます。

●主な質疑

問 改修工事の概要は。

答 平成29年4月から工事に入り10月頃に完成の予定。老朽化した屋根やアリーナを全面改修する。

問 利用者団体や体育協会などの要望や意見をとり入れたものになっているか。

答 設計に当たって利用者、スポーツ団体、体育協会などの意見を取り入れる。さらに安全性の確保、施設の機能向上、バリアフリー化を全面的に行い、障がい者、高齢者が気軽に使える施設にしている。



障がい者チャレンジスポーツ大会

市内循環バス運営事業

補正額 863万5千円

市内循環バスの路線の見直しに伴う新たな停留所の設置等が提案されました。

●主な質疑

問 平成29年度の本格運行でどのように変わっていくか。

答 東武東上線の踏切を通行すると渋滞による遅延があるのでコースを見直す。また駅へのアクセスを求める要望が多いので、駅への往来をしやすくする。さらに片周りではなく双方向での運行を行うとともに、乗り継ぎに配慮した運行計画を考えている。

問 コースマップをカードサイズにしたりスマートフォンで確認できるように工夫できないか。



市内循環ワゴン「ふじみん号」

答 提案された内容について、他市の事例を参考に検討する。

問 利用者を増やしていくために、どのようなことを考えているか。

答 要望があるので、可能なところはバス停を増やしていきたい。コストとの兼ね合いもあるが、増便やコースの変更など改善を続ける。

文化財保護事業

補正額 892万1千円

観光地域づくりのため歴史的建造物である回漕問屋福田屋及び旧大井村役場が改修されます。

●主な質疑

問 旧福田屋及び旧大井村役場の改修工事について文化財保護上の制限はあるか。

答 特に制限はない。また福岡河岸から権現山古墳群までの周辺一帯の整備については、緑の基本計画に基づき行っていく。



福岡河岸記念館で行われたまちなかの演奏会

条例制定

全員賛成で可決

空家等対策の推進に関する条例 空き家の適正管理と 利活用に向けて

空き家対策に関する庁内検討委員会に加え、新たに有識者等で構成される協議会を設置し、空き家等対策計画の策定・空き家バンクの創設などの取り組みが始まります。

●主な質疑

問 ※特定空き家の調査方法は。

答 国の特定空き家判定のガイドライン等に基づき特命事項担当職員3名で調査を実施した。今回の調査で空き家と判定をした819件のうち、特定空き家の基準に該当すると考えられるものは15件である。

問 特定空き家に指定されると税制上の問題などが出てくるのでは。

答 特定空き家については、助言、指導、勧告、命令と順を追って対応していく。勧告に至ると、税制上の特例措置の対象から外されてしまうの

で、事前に所有者に通知し対応していきたい。

問 空き家と跡地活用について、今後どのように考えているか。

答 空き家であろうと判定したところにアンケート調査を実施中である。その中で空き家バンク制度の活用などをお知らせしていく。

問 条例では市民に情報提供を求めているが。

答 苦情も含め、さまざまなことでも地域住民から情報を頂けると、現地調査も実施できるので広い意味で役立つと考える。

※放置すると保安上・衛生上の問題などが起こるおそれがある状態の空き家

条例制定

全員賛成で可決

手話言語条例 手話への理解を深め、 ろう者の生きる力を培う

手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解と普及を目指し、市の責務や市民の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策が推進されます。

●主な質疑

聴覚障がい者等の意見を反映

問 本条例の特徴は。

答 目的や基本理念は県条例と同趣旨となっている。本条例では、学校における手話の普及や事業者への支援、手話による文化芸術活動の振興等が特徴となっている。なお、策定に当たっては、聴覚障がい者団体や手話サークルとの話し合いの内容を条文に反映させるとともに、前文については、これらの団体に原案作成をお願いした。

問 手話の普及・啓発の取り組みは。

答 従来からの手話通訳者養成講座や、はじめての手話入門講座を継続して行うとともに、関係団体と連携しながら、講習会、職員研修の充実、イ

平等な社会参加を実現する

問 手話を用いない聴覚障がい者への対応は。

答 要約筆記者の派遣や、音の増幅機器の活用、集団補聴システムの貸し出しを行っている。障害者手帳の交付対象にならない児童に対しては、一定要件のもと補聴器購入費を助成している。

問 手話以外のコミュニケーション支援は。

答 障がいの特性に合わせ、要約筆記のほか、点字への翻訳や活字の音声化を行っている。また、障がい福祉課が配布

する書類には、音声コードをできるだけ添付するように努めている。

問 緊急時の対応は。

答 救急搬送時には、消防組合と連携して速やかに手話通訳者を派遣できる体制となっているとともに、平成28年からは警察とも連携している。また、タブレット端末やスマートフォンを活用により、遠隔での手話通訳支援の体制を整え、閉庁時でも緊急対応を可能としている。災害時における対応については、今後、手話通訳者との連携や派遣を検討していく。



手話講習会